

IMO 塗装性能基準に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 C 編

改正事項

IMO 塗装性能基準に関する事項

改正理由

IMO 塗装性能基準（決議 MSC.215(82)）は、2008 年 7 月 1 日以降に建造契約が行われ、国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶の海水バラストタンク及び乾舷用長さ 150m 以上のばら積貨物船の二重船側部に適用されることとなっている。

（国際航海に従事しない船舶であっても、遠洋又は近海（ただし限定近海を除く）を航行区域とするものについては適用。）

しかしながら、この海水バラストタンクに関する定義が条約等に規定されず、不明確であったことから、IACS は、海水バラストタンクの定義を明確にする統一解釈を新たに作成し、2009 年 1 月に統一解釈 SC227 として採択した。

今般、IACS 統一解釈 SC227 に基づき、関連規定を定めた。

改正内容

IMO 塗装性能基準が適用される海水バラストタンクの定義を明確にした。